

日ラグ協発第 19-034 号
平成 31 年 4 月 10 日

関東ラグビーフットボール協会
会長 水谷 眞 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 坂田 好弘 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 森 重隆 様

各都道府県協会安全対策委員長 各位

(公財)日本ラグビーフットボール協会

専務理事 坂本 典幸

安全対策委員長 佐々木 康



ラグビーゴーグルの国内販売に関する情報提供(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして下記の通りご連絡申し上げます。都道府県協会および関係各位への周知徹底いただけますようお願い申し上げます。

2014年にIRB(現在のWorld Rugby)より発表されたラグビーゴーグルは、国内で購入ができませんでした。このたび国内に販売代理店ができたことにより、購入が容易になりました。視力等の課題からラグビーができなかった選手が利用するケースが増えることが想定されますので、関連情報を提供いたします。(2014年の通達への追補の位置付けです。)

国内販売代理店 : 株式会社ビッグフロント <http://bigfront.co.jp/>

なお、ラグビーゴーグルはWorld Rugbyにおいても、トライアルの位置付けであり、使用にあたっては、World Rugbyが提供しているホームページのPlayer Welfareのページに記載されている規定への対応が求められます。(<https://playerwelfare.worldrugby.org/?documentid=goggles&language=ja>)

問い合わせがあった場合には、当ゴーグルは自己責任での利用ということをご説明ください。(World Rugbyとしての安全基準はみたしているものですが、装着している選手だけでなく、接触が発生する際に、周囲の選手への影響が発生する可能性があることもお伝えください。)

主にミニラグビーでの利用が想定されますが、大会運営責任者、レフリーの皆様におかれましては、適切な運用をお願いいたします。

参照情報) 2014年2月17日発信通達「IRB 世界的試験実施ルール ラグビー用ゴーグル使用」について
https://rugby-japan.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/www/laws/2014/1401_amendment2.html